

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年5月19日

京都市長 門川大作

京都市規則第10号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市地域水道条例の一部を改正する条例（平成16年10月20日京都市条例第20号）の施行期日は、平成20年6月1日とする。

（上下水道局総務部地域事業課）